

第47回川崎市文化芸術振興会議（摘録）

- 1 会議名 川崎市文化芸術振興会議
- 2 日時 平成30年7月26日（木）午後3時～5時
- 3 場所 川崎市役所第4庁舎第1会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 犬飼委員、岡倉委員、垣内委員、川崎委員、小嶋委員、佐藤委員、関委員、藤嶋委員、諸富委員
 - (2) 事務局 市民文化局市民文化振興室
和田室長、白井担当課長、岩村担当係長、岩田職員
- 5 議事
 - (1) 第2期川崎市文化芸術振興計画の中間見直しについて
 - (2) 平成30年度文化アセスメント対象事業について
 - (3) その他
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 0名

【議事内容】

（次第一）開会

事務局 それでは定刻となりましたので、第47回川崎市文化芸術振興会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。事務局を務めさせていただきます、川崎市市民文化局市民文化振興室の白井でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日は小泉委員につきましては、所用のため御欠席でございます。

それでは、会議に先立ちまして、市民文化振興室長の和田から御挨拶申し上げます。

和田室長 和田でございます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回の会議からちょうど1カ月となりますが、前回に引き続いて第2期文化芸術振興計画の中間見直しの御審議をいただきたいと思っております。前回の会議の中で御意見をいただいたデータ集などと合わせて、今回は計画の改訂版のたたき台を資料として用意しております。それから、文化アセスメント対象事業についても御説明をさせていただきたいと思っております。盛りだくさんの内容となりますが、様々な御意見をいただきながら御審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは会議に移らせていただきます。

「川崎市文化芸術振興会議規則」第4条第1項の規定に基づき、垣内会長が議長となりますので、これからの議事進行につきましては、垣内会長にお願いしたいと存じます。
それでは垣内会長、よろしくお願いいたします。

(次第一 2) 議事

垣内議長 それでは只今から、第47回川崎市文化芸術振興会議を開催いたします。

まずは会議の成立及び公開等について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、定足数について御報告させていただきます。本日は委員10名のうち9名の出席を得ております。「川崎市文化芸術振興会議規則」第4条第2項の規定に基づき、半数以上の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。川崎市文化芸術振興会議は市の審議会等に準ずる会議となっておりますので、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」によりまして、個人情報に関わる事項などを除き公開が原則となっております。この会議では非公開に当たる事項は扱いませんので、公開となりますことを御承知願います。なお、本日の会議では傍聴の申し出は現時点ではございません。会議中に申し出があった際には、傍聴人の入室についてお諮りしていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

引き続きまして、本日の会議録でございますが、「要約方式」により摘録として作成することとさせていただきたいと存じます。また、会議録につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第5条第2項の規定により、審議会等で指定された者の確認を得るものとされておりますので、当会議におきましては全ての委員により確認するものとさせていただきたく存じます。なお、後日公開いたします会議摘録におきまして、発言した委員のお名前も公開の対象となりますので、御承知置きいただきたく存じます。御説明は以上でございます。

垣内議長 ありがとうございます。

只今、会議の公開等について事務局から説明がございました。会議録については「要約方式」により摘録として作成することと、会議録の確認は全ての委員により行うことの2点が提案されましたが、このとおりに進めることとしてよろしいでしょうか。(異議なしの声あり)

それでは、「異議なし」ということで、そのとおりに進めることといたします。

続きまして、議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

(事務局から配布資料の確認)

議題(1) 第2期川崎市文化芸術振興計画の中間見直しについて

垣内議長 それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

議題の(1)「第2期川崎市文化芸術振興計画の中間見直しについて」です。まずは、資料について事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局から資料説明：資料1-1、1-2)

垣内議長 事務局から、前回の会議の振り返りと、文化芸術関連のデータ集について御説明があり

ました。御説明のありました点について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

諸富委員 市民アンケート調査「川崎市民の文化芸術に関する意識の状況」で「あなたは、川崎市が文化・芸術活動の盛んなまちだと思いますか」という質問に対して、で、麻生区の方がそう思う、ややそう思うを合わせて6割を超える突出した回答だったことについて、想定される理由はありますか。

事務局 アンケートの中では理由まで訊いていないのでデータとして取れるわけではありませんが、麻生区では新百合ヶ丘を中心とした芸術のまちづくりということで、麻生区役所としての取り組みも行われています。お住まいの方も「芸術のまち」というフレーズを耳にされる機会も多いかと思えますし、「アルテリッカしんゆり」などのイベントやアートセンターなどの施設もあって実際に文化芸術活動に参加したり鑑賞したりする方も多いと思いますので、そうしたところが反映されているのではないかと思います。

垣内議長 他にはございませんでしょうか。また後の議論の中で、必要があればこの内容に戻っていただいて結構ですので、資料についての質疑はこの辺りで終了してよろしいでしょうか。

それでは、次の資料について事務局から引き続き御説明をお願いします。

(事務局から資料説明：資料1-3、参考資料3)

垣内議長 ありがとうございます。前回までの議論、それから先ほどのデータ集なども踏まえて、改訂版のたたき台として現時点での案文ということで御説明がありました。

このたたき台は今後変更される可能性もありますし、その変更に向けて委員の皆様から、構成や盛り込むべき視点、取組に関する具体的な記述など、様々な観点から御意見を頂戴したいというのが趣旨であります。もちろん、いただいた御意見がそのまま反映できるかどうかというのは事務局にてお考えいただく必要がありますが、特にこの会議で決定するといったことはありませんので、皆様からお気づきの点について御自由に、様々な角度から、また様々なレベルで御意見を頂戴できればと思います。

また、今回御説明いただいたのは目次と第1章から第3章までのたたき台となっておりますが、その後の第4章や付章も含めた構成や項目なども含めた全体についても御意見を頂戴できればと思っております。どなたからでも結構ですのでお願いします。

岡倉委員 確認なのですが、改訂版と現在の計画の冊子で、変えている部分と変えていない部分がありますが、改訂版と現在の計画の繋がりについて教えてください。

事務局 改訂版は現在の計画に替わるものになりますので、変更点だけを書くというものではありません。今回の資料では、第3章の取組の部分は現在の計画からの変更点を分かりやすくするためにあえて見え消しの形でお示ししています。

垣内議長 行政計画は期間が決まっていますが、その間にも様々に状況が変化していきますので、必ず見直しを行います。この第2期計画も平成26年に始まってから5年間が経過して、その間、様々な状況の進展がありますので、計画を上書きする形で新しく改訂版として作るということです。

岡倉委員 そうすると、今の計画は没になるわけですね。

垣内議長 そうなのですが、少し複雑なのは、枠組としては現在の計画で良くできているので、この枠組を使いながら新しいことを付加するという方法で改訂版を作ろうという御提案であるということです。

従って、改訂に当たって完全に新しいものを作るのではなく、今の計画の枠組を生かしながら作るということの理由も、冒頭のところで「改訂の経緯」や「計画改訂の内容等」といった項目で触れていまして、枠組は変えずに目標値を決めたり新しい事項を入れたりということで改訂版を作ります、ということが第1章に記載されています。ただし、重複する部分があるので少し分かりづらい感じはしています。

岡倉委員　もう一つよろしいですか。現行の計画では、市民アンケートの結果を生かして計画が作られているようですが、今回はどうなっていますでしょうか。

事務局　第2期計画は平成25年度に行った市民アンケートの結果を踏まえて策定しています。今回の中間見直しでも枠組みは継続するというので、当時の結果も趣旨としては引き継がれています。ただ、内容は現在調整中ですが、今年度も8月から9月にかけて市民アンケートを実施する予定となっています。現状の案では、文化芸術活動への参加状況に加えて、青少年に関する取組や、障害のある方が文化芸術活動に携わるのに重要なこと、オリ・パラに向けて川崎市の魅力発信のために必要なことなど、今の状況に合った内容で改めて市民アンケートを実施する予定で、その結果を計画に反映させていく予定です。

岡倉委員　アンケートというのは、文化芸術活動をしている団体などに対しては行う予定は無いのでしょうか。

事務局　市民アンケートはそうした方々だけを対象に行うというものではありません。ただ、実際に活動されている団体の方たちにも、この計画を詰めていく中ではアンケート等の形で御意見を伺う予定でおります。

垣内議長　構成についても御意見はございませんでしょうか。これまでの取組の整理があり、その後第2期計画の基本方針と体系図があり、そして改訂版の取組があるということで、かなり重複が見られます。しかも同じような内容が出てくるために少し分かりづらくなっているのかなというのが全体として感じています。導入の部分は、こういう状況の中で改訂版を作っていくというのは良く分かりますし、これまでの枠組については生かしていった良いのではないかと御提案も良く分かるのですが、その後に同じ内容が繰り返して出てくるのが少し分かりにくいと思いますので、ここは事務局の方でお考えいただき、市民の方が見たときに「そうだね」と分かるような工夫をしていただきますようお願いいたします。第2期の計画はこういう内容で、その振り返りはこういうことで、従って次の改訂版はこうなったということがパッと分かるような工夫をしていただいた方が良いかと思っております。

佐藤委員　御説明ありがとうございました。個人的に感銘を受けたのが、22ページの「文化芸術の様々な分野への活用」という中の、「産業や福祉等に文化芸術を活用する取組の検討」の部分です。検討ということですが、そこにまだ至っていないところも多い中で、こうしたことを盛り込んでいくのは素晴らしいことだと思います。それから、26ページの「文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化」の部分。これを具現化するのは重要だと思いますが、NPOのようなところとの連携をお考えなのか、重要ですが大変かなとは思っています。

質問が一つあります。4ページの「施策体系の検討」の中で、第2期計画の成果指標として総合計画の成果指標を本計画の目標値として設定するとありますが、どういった形で

目標値を設定してかつ公表し、進捗をどう公表するのでしょうか。

事務局 御質問の部分は資料を付けておらず、分かりづらくて申し訳ありませんでした。現在、市の総合計画においては様々な分野で成果指標を設定していきまして、文化芸術に関する成果指標としても既に設定しているものがあります。

一つは先ほどデータ集で触れました、市民アンケートでの調査に対して積極的な評価をした人の割合です。昨年度の調査で47.4%でしたが、実施計画の計画期間である2021年度の目標値が55%となっていまして、これが今回の改訂版でも一つの指標として考えているところです。それから、実施計画上は一つ下のレベルになりますが、文化芸術活動に関する成果指標として、川崎市内の主要な文化施設の入場者数や、アンケート調査の結果ですが、年1回以上鑑賞以外の文化芸術活動をする人の割合。音楽や映像のまちづくりに関しては、同じくアンケート調査で、音楽のまちの環境が充実している人と感じる人の割合と、映像のまちの取組では、映画やドラマのロケ地誘致といった取組に関して評価できると回答した人の割合、あと一つはミュージア川崎の主催・共催をしている事業について、定員に対してどれだけ入ったかという入場者率を指標として設定しています。それぞれ、現状値と2021年度までの目標値として既に公表しているものがありますので、それを第2期計画の改訂版でも基本的な成果指標として設定しようと考えているものです。具体的な資料が無く説明のみで申し訳ありません。

佐藤委員 それは、改訂版の冊子などで公表される際には成果指標についても御説明を入れていくということでしょうか。

事務局 その通りです。第4章以降の部分で触れていくこととなります。

諸富委員 前回の議論で、若年層の経済的な問題とか、通信費だけにはお金を使っている状況を踏まえて、そうした人たちに文化芸術にどう触れてもらうかが課題とされていたと思います。それについては改訂版の中ではどう表現されていますか。

事務局 現在のところ宿題とさせていただいています。現状でも市民ミュージアムや岡本太郎美術館などは中学生以下は無料で企画展も観ていただけますし、ミュージアでも一部の公演は若い人向けに安いチケットを出しています。ただ、それが計画上の記載の中で、市としての取組としてどの程度お示しできるのかは、今後の検討とさせていただきます。

諸富委員 広報が上手くいっているとか、そうでもないという議論も前回あったと思います。そうした点も含めて触れられた方が良いでしょう。

事務局 先ほどは御説明が抜けてしまいましたが、今回実施する市民アンケートの中で、文化芸術に関する情報をどういったところから入手しているか、川崎市に限らず一般的にどういったところから情報を取られているかということをお訊き予定です。例えば年齢によって、広報物やテレビや雑誌、インターネットやSNSなど、使っているものが違うということが想定されます。そうした結果を生かして、ターゲットに合わせた情報発信をすることで、スマートフォンの普及を踏まえて情報発信していくとかということが考えられます。改訂版の中でも「国内外への魅力発信」という項目で現状、記述はありますが、それを更に具体的にどの程度表現できるのかは、やはり宿題とさせていただきたいと思います。

佐藤委員 21ページの「青少年が文化芸術に触れる機会の充実」の中で、「教育的事業」を「教育普及事業」とされているのは前回の議論を踏まえた修正なのかなと感じましたがいかがで

しょうか。それから、この部分で書かれている「子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進」というのは、そうした精神は現在の計画を策定した際に既にあったのかなということを確認しつつ、ただ、いわゆる家計に対するダイレクトな助成ではないですけども、現在、宿題として検討されるとは思いますが、そうした点はこの部分でカバーしているということなのでしょうか。

事務局 御指摘の点ですが、「教育的事業」とはあまり言わないので一般的に使われている「教育普及事業」という言葉に置き換えをいたしました。後の議題でも御紹介いたしますが、例えば市民ミュージアムでは子ども向けのワークショップを行っていたり、小学4年生の児童を招いて展示や市の歴史について紹介する事業なども行っています。東京交響楽団については、子どもに限りませんが保育施設や病院、福祉施設などでの巡回公演を行ってしますので、その辺りを現行の計画では記載しています。

犬飼委員 前回の議論では、障害者の方の文化芸術への参加、パラアートなどが話題になっていましたが、今回のたたき台を見ると、障害者の方と高齢者の方が一緒に書かれていて、障害者の方の文化芸術への参加ということがあまり強調されていないのかなと感じます。

事務局 パラアートの推進ということで障害のある方の文化芸術活動への参加に向けた取組を進めていますが、目指すところとしては、それを通じて誰もが文化芸術活動に親しめる環境を作ることとしています。従って、障害のある方だけを分けてというよりは、普段、文化芸術に触れる機会が無い、あるいは少ない方に対して取組の一つとしてパラアートの推進が位置づけられていると理解していますので、書き方としてはこうした形にしています。

岡倉委員 そうした整理は、かわさきパラムーブメントにも書かれていることですので、そうした理念がここにもありますよと記載した方が分かり易いのではないのでしょうか。

事務局 改訂版ではパラアートの推進の内容は26ページで触れていまして、委員の御指摘のとおり、上段の部分で「かわさきパラムーブメントの趣旨も踏まえ」という形で記載をしています。

藤嶋委員 つい横浜と比較しがちなのですが、7ページの産業文化財などの近代化遺産に関して、例えば産業文化財などはかつての京浜工業地帯にあると思いますので、そういうものを生かして広場を作るとかいう展望などはありますでしょうか。川崎の場合すごく難しいし、無いものねだりをしては仕方ないのですが。大山街道とか二ヶ領用水などは既にできていますので、臨海部に関する事で人が集まるようなことはできないかなと思うのですが。

事務局 人が集まるということには当たらないかも知れませんが、御指摘のとおり近代産業化遺産が臨海部に沢山あるということで、川崎区役所では「かわさき産業ミュージアム」という取組を行っています。時代としては明治以降や、あるいはその前のものもありますが、川崎区周辺にある産業遺産を「ミュージアム」というくくりで御紹介する冊子を作っています。その中では川崎区に限らず、例えば市民ミュージアムの中庭に展示されていますが、かつて日本鋼管で使われていたトーマス転炉という炉や、川の浚渫するのに使っていたカッターヘッドという歯の部分なども取り上げています。取りまとめて御紹介するというレベルですが、産業遺産を活用した取組としてはそうしたことを行っています。

関委員 第1期の時にも感じたことですが、市民文化という表現が使われていますが、絵画や踊り、民謡、お茶や生け花などの日常的な文化活動の内容と実態があまりクローズアップさ

れていないと思います。文化芸術と言ったときに、一般市民の大半の方がそこに関わっているのです、その辺りがどうなっているのかという現状の把握と、それを次の世代にどう繋いでいくのかということが、今、大きな問題になっていますが、政策的にはあまり触れられていません。行政の計画では、市民の文化団体の活動があつて支えられていると言うけれども、その支えている文化活動をしている人は、生活文化や伝統文化に携わっている方たちです。その人や団体の活動をこれからどうやって、川崎市として個性豊かに発展させるのかということが抜けているのではないかという気がしています。それは活動している自分たちで考えることなのかも知れませんが、支えているというのですから。

それからもう一つ。そういう方たちが活動する場所は、専門のホールや施設ではなくて市民館です。劇場法という法律ができて、劇場に見合ったような専門性やサービスや使い易さを提供していくこととされていますが、その精神が今の川崎の市民館には生かされていない。むしろ逆行している部分があると感じます。この点を、市民館も含めて市民の文化活動の場なんだということをどこかで押さえてくれないかなと思います。現実的な問題として、市民館が使いづらくなったという声を聴きます。私は演劇分野の活動をしてきましたが、かつては全国を回る劇団が川崎の市民館が一番使い易いと言ってくれていましたが、次第にそうではなくなってきました。もう少し、市民館も含めて、日常生活の中での文化芸術活動の場となるような改革ができないものかと感じています。

岡倉委員 質問ですが、劇場法では市民館は対象となるのですか。

垣内議長 劇場法自体は、何が劇場で何が劇場ではないという区別をするものではありません。ですから自分たちが劇場だと言えればそれはそれで構わないのですが、劇場として成り立つためには、例えば一定程度のキャパシティがあれば設備も大きいですし、それなりの専門性を持った方がいればより良い公演ができるという考え方です。小さいところもそれなりの役割があつて、やはりその役割にふさわしい人がいた方が良いという、非常に緩やかな法律となっています。

岡倉委員 整理の方法として、貸館ではなくて自主企画をやりなさいというのが劇場法の趣旨ではないのでしょうか。市民館は貸館ばかりで自主企画は行いませんが。

垣内議長 そういう風に解釈したい方もいらっしゃると思いますが、そうではありません。今、日本に劇場が約1,800あつて、そのうち94%は地方自治体が造ったものですが、活動のほとんどが貸館です。自主企画を行っているのは100館程度でしょうか。しかも自主企画と貸館を行っていても、活動割合としては貸館の方が多いです。ミュージアムは珍しく自主企画が多いですが、それでも半分は行かないと思います。しかも専門性が高い劇場ですから、大変費用が掛かります。もちろんどの館であっても、そうした高いパフォーマンスを提供するところであれば、それなりの経営資源が必要になります。

関委員 現に各区の市民館が文化芸術の活動の場として使われているわけですから、それを更に使い易くする管理運営が行われるのであれば、法令的に位置づけなければならないということは無いかと思います。

かつて、総合文化団体連絡会に所属するお花や民謡の団体に所属する方は全体で約4万人いました。今はそれが下がってきて2万5～6千人になっています。それから、1990年代には舞台芸術を定期的に鑑賞する川崎市民が4万人いたんです。ほとんどは演劇鑑

賞で、演劇鑑賞会が2カ月に1回観る、子ども劇場が2カ月に1回観るということで約4万人いました。ところが川崎の行政計画の中では演劇分野のことがほとんど出てこない。そういう意味で、日常的に文化芸術活動を行っている市民の活動の場が問題になっていると思っています。施設はあるわけですから、もっと場を生かすという形での施策展開がされないものかと思います。

事務局　今回はお示ししていませんが、第4章以降に、文化芸術振興の担い手ですとか、文化関連施設に求められる役割といった内容を盛り込んでいく予定です。現在の計画では26ページや28ページの内容となりますが、この辺りをこのままというのではなく修正しながら反映していくことを考えています。それから先ほど、文化団体が市民館を利用しづらくなったというお話がありましたが、文化団体で市民館を押さえてしまうと、それ以外の用途での利用がしづらくなることもありますので、その辺りは調整が必要になると思います。利用希望者による抽選で決めていますので。

垣内議長　今回のたたき台は26ページに、「文化芸術活動への市民参加の促進」ということで、場所の提供や情報の提供ということも盛り込んでいます。お茶やお花、書道といった生活文化なども含めて様々な活動に使われていて、利用率も高いという状況かと思います。今の御趣旨も踏まえて知恵を絞っていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

川崎副会長　やはり少し分かりづらいという感じがしています。基本的にどこかに書いてあるということは分かります。行政計画としてどこかには書いてある。「等」に含まれているということもありますが。その中で、特出しで重点施策というのが出てきていまして、その重点施策でどこにスポットライトを当てているのかというのが、皆さんが様々なことを気にされているのではないかと思います。

それを踏まえて評価の部分を見ると、例えば重点施策1では、文化芸術を生かしたまちづくりと書いてあります。「川崎の魅力の増進」と「地域の活性化」ということで2つか3つの内容にスポットライトが当たっていますが、先ほど説明のあった評価指標が、市民アンケートで「文化芸術の盛んなまちだと思いますか」に対する回答としているのは、魅力の増進なのか活性化なのかが分かりづらくなっていると思います。ここでは、わざわざ足を運んでもらう魅力的なものができるかどうかをアピールしなければならないと思いますので、評価対象とすべきは入場者数とか来訪者数とする必要があるのではないかと思います。

それから、文化をどうとらえるのかということについて、例えば工場夜景というのは産業文化です。川崎は工業の街だと皆さんがイメージを持たれているように、これを売りにするというのは一つの戦略だと思います。既に工場夜景については夜景ツアーなどがあるように、ああいうものが人を惹きつけているんですね。行政がミュージアムを造って人を寄せるというのも一つの手段ですが、今あるもの、これが恐らく地域資源ということだと思いますが、今ある資源を活かしながら、これが川崎の文化だということを見付けていくという作業が、どこかで必要なのかなという感じがします。

また、重点施策の2と3について、先ほどお話のありました、若い人たちをどうするんだというのはこの中に入っていると思いますが、機会や場をどれだけ増やせたかというの

がこの重点施策の2や3の内容になると思いますので、そうした内容が施策の中に、プログラムはきちんと入っていると。結果として若い人たちが触れる機会を増やしましたという形にするのが重点施策になると思いますので、個々の内容については問題無いと思いますが、これらを集約して重点施策としてアピールする方法とする際には、もう一工夫が必要になると思います。意見です。

垣内議長 小嶋委員はいかがでしょうか。

小嶋委員 計画としては網羅してあると思います。一つだけあるとすれば、若い人たちを育てるといって、見えてくるのが小さい子供のような気がします。中学生や高校生など、受験があったりクラブ活動があったりで芸術から遠くなる世代、あるいは本当ならば芸術を一番支えなければならない大学生。青少年とは言わないかも知れませんが。その若い世代をどう取り込むのかについて、目標などが少し見えない感じはしますが、これは運用の問題で解決できるのではないかと思いますので、このことに関して異論はございません。

垣内議長 ありがとうございます。様々な御意見をいただきました。

私もいくつか気になった点があります。まず、今の時代はローカルガバナンスが進んでいまして、行政が全てを担う時代は既に終わっており、担い手と言うときには、する人、観る人、支える人に様々な主体が加わっています。その観点で見ると、ボランティアは確かに入っていますが、NPOですとか更にはクラウドファンディングなど、様々なところから支援を受けるという動きが急速に広がっており、そうした際に、特にクラウドの場合は怪しげなものもありますので、そこに社会的なクレジットを与えられるのは自治体かと思います。自治体が直接行う必要は無いですが、何らかの関与は必要な分野ではないかと思います。ボランティアも大事ですが、それだけではない、様々な中間支援機能と書いていますので、この部分をもう少し考えていただくと、オリ・パラの後に向けての目出しになるのではないかと思います。

2つ目は、障害をお持ちの方がパラアートの主な対象というのは分かるのですが、今は世界的に言うと障害は個性であって、程度や相対化の問題となっています。我々も例えば骨折すると足が不自由になって、やはりバリアフリーは凄く良いよね、と感じるのと同じように、誰でもそういう状況になり得る。そういう状況になっても参加できるという意味でのバリアフリーになりつつある状況のようです。マジョリティの人たちとは少し違うけれども、それはある意味で個性なだけであって、障害者という区別をしてしまうことがよいのかどうか、考えた方がいいのかなと思います。その辺りはかわさきパラムーブメントでも色々と御議論があったと思いますので、書き方については文化の多様性も含めて考えていただくと良いかと思います。

また、高齢者が弱者のように書かれていますが、定義によるのではないかと思います。現実には、お金も時間も凄く使っている高齢者の方が文化を支えているという状況です。65歳からを高齢者、75歳からを後期高齢者と呼びますが、劇場系だと65歳から75歳まではボリュームゾーンで、参加する方も多い。こういったアクティブシニアがたくさんいらっしゃいます。むしろお金も時間もないのは10代、20代の方たち、特に学校に行っている方たちです。学校がとても忙しくて、私も昔は講義に遅刻したり休講したりすると学生に喜ばれたりしたのですが、今は補講してくださいと言われることもあります。

むしろそうした若年の方がお金も時間も無いのかなと。それを踏まえると、たたき台では小さなお子さんと高齢者と障害者がフルセットになっていますが、本当にそれだけでいいのかどうか、パラムーブメントの中で御議論があったと思いますので、そこも踏まえて考えていただければと思います。

それから、冒頭の定義のところ「基本法に例示されていない分野についても計画の対象としている」というテクニカルなことが書かれていますけれども、基本法を知らない方が多いと思いますので、具体的に何かあればそれを例示された方が分かり易いかと思います。具体的には工場夜景などのことでしょうか。他には、文化の範囲には入っていても行政の対象にならない部分で、行政の世話にならなくても十分にできているものや、マーケットで成立する部分などは、障害を排除するとか若干の条件整備といった控えめなスタンスで文化施策に臨まれていると思いますので、その辺りを想定されてるのかとも思います。1ページ目ですので、ここで躓くと後を読まなくなってしまうから、この辺りは少し分かり易く、パッと読んでそうだねと思っていただけるような形で工夫していただきたいと思いました。これも感想です。

さて、様々な御議論をいただきました。より良いものを作って、皆さんがバリアフリーな形で文化芸術に興味関心を持っていただくための重要なツールだと思いますので、事務局の宿題もあるかと思いますが、作業の方をよろしく願いいたします。

それでは、この質疑についてはこの辺りで終了とさせていただきます。委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務局では引き続き中間見直しの作業を進めていただき、次回の会議において作業状況の御報告をよろしく願いします。

議題（２）平成30年度文化アセスメント対象事業について

垣内議長 続きまして、議題の（２）「平成30年度文化アセスメント対象事業について」です。まずは資料について事務局から御説明をお願いします。

（事務局から資料説明：資料2-1、2-2）

垣内議長 事務局からの御説明につきまして、御意見、御質問はありますか。

市民ミュージアムもプラチナファッションショーも、我々で手分けをして観に行くということになります。プラチナファッションショーは本番の日が既に決まっていますが、市長さんは出られるのでしょうか。

事務局 今回も恐らく出演されるかと思えます。

垣内議長 日程の問題もありますが、他に必要な情報などがありましたら今お話しいただきまして、事務局にて整理をしていただき、次回の会議では役割分担ですとか、日程などをお知らせいただくということになるかと思います。段々と具体的な作業に入ってまいります。

特に市民ミュージアムについては、非常に大きな施設で、また予算も大きいものですから、事前にデータも貰って勉強しておかないと難しいかなと思います。皆様も行かれたことはあるかと思いますが、事務局に事前に情報整理をしていただきたいと思います。特にこれという御意見はございますでしょうか。

藤嶋委員 一昨日、市民ミュージアムに行ってきました。かこさとしさんの展覧会と、SHISHAMOと言うんですか。そちらの展示も観てきて、タイムリーな内容だったと思いま

す。タイムリーな企画であることと、それから隠れた人材や才能を発掘して紹介するというのが美術館・博物館の役割だと思います。

資料を見ると、指定管理になったのは最近ですね。横浜市の場合は早めにどんどん指定管理を導入して様々な問題が出て来て、その反省があります。この辺りについて、我々の情報としては、どういった経緯で指定管理になったのかですとか、専門家としての学芸員は指定管理者制度になってから身分や職制はどういう形になったのか、その辺りも情報として、10年なら10年間の推移ということで聞きたいと思います。

市民ミュージアムは良いことをしているんですけども、例えばトイレ一つ取っても、ちょっとしたドアが直っていないんですね。これではもう一度来るということに繋がらない。商業施設なども10年経ったらリニューアルオープンということで大々的に綺麗にしたりします。税金を使うのでリニューアルオープンというのは難しいかも知れませんが、そういった基本的なところが直っておらずそのままになっているのが本当に残念だなと思います。大きすぎるからそこまで神経が行かないのかなと思ってしまうくらいですが。

犬飼委員 私には年に何回か行くのですが、3階に借りられるギャラリーがあるというのは知りませんでした。ここは借りられているんですか。

事務局 今の状況を把握しているわけではないのですが、2年ほど前まではさほど借りられてはいませんでした。

犬飼委員 3階で展覧会を開催しているということがほとんど無かったかと思ひまして、借りられることが少ないというのはどうかと思いました。

垣内議長 指定管理者が入って、これまでとは違う運営をされているかと思ひます。賛否両論あるかとも思ひますが、何をしていてどんな状況かという現状を整理して教えていただければ、より深い理解や評価ができると思ひますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員 その際に、事業費や予算の詳細ですとか、入場者数の目標と達成状況ですとかを時系列で教えていただければと思ひます。

垣内議長 指定管理の提案の際の目標値があります。ただ指定管理の実績としては昨年度のみとなります。

関委員 過去のデータがこうだったからというのが、指定管理になった理由にもなるのかも知れませんが。

垣内議長 指定管理を入れる際に入場者数の推移といった資料もありました。その上で提案をコンペで行って、確か2者でしたが、提案があった中で選定をした経過がありますので、その辺りも含めて次回御用意いただければと思ひます。他にはございますか。

岡倉委員 プラチナファッションショーは私も応募しても良いでしょうか。もちろん抽選で結構です。65歳以上で市内在住という資格も満たしていますので。こういう機会でないと思ひますので。

事務局 もちろん大丈夫です。参加していただいて、その視点で評価いただければと思ひます。

関委員 市民ミュージアムについては、会議資料にある全てではなくて、特定の部分を重点的に見るような形になりますでしょうか。手分けをして見るのも大変ですが。

垣内議長 非常に大変で、全てをこの少人数で評価することはできませんので、皆さんに行っていたら、それぞれで現場を見ていただく形かと思ひます。展覧会も、多くのお客さんが来

るものとそうでないものがあるかも知れませんが、それぞれに御自身でお気づきの点を教えていただき、それを事務局や指定管理者にフィードバックしていくという方法かと思います。従って、市民ミュージアム全体を評価するという、凄まじい作業ではありませんので御心配は不要です。行かれると様々なことにお気づきになるかと思しますので、それを自由に言っていただくのが今回のアセスメントです。文化アセスメントの目的としては、例えば市民ミュージアムが達成したい目的に少しでも近づけるよう、障害をできるだけ無くす方向に、ポジティブな評価をすることになっておりまして、いわゆる行政評価として行われているものとは少し違う、ポジティブ・アセスメントということで引き継いでおります。委員の皆様には、現地視察の時間を取っていただくということと、行く前に少しデータを読み込んでいただくという作業が入ってまいりますけれども、是非ともよろしく願いいたします。

藤嶋委員 何回か行くことになりますか。

事務局 どの取組を見ていただくか、検討させていただければと思います。御紹介したとおり、事業としては企画展だけでもありませんので。

垣内議長 指定管理者さんと御相談いただいて、自主企画の部分もあるでしょうし、巡回展を買っているものもあるかと思えます。その辺りはリストをいただいて、委員の皆様の日程と合わせて、御都合の合う限り行っていただく形になるかと思えます。

諸富委員 指定管理者と我々が会う機会がありますでしょうか。

垣内議長 どうしても必要だということがあれば先方をお願いして説明していただくという機会を設けることは可能だとは思いますが。過去にも、実際に携わっている方をお呼びしてヒアリングをしたという記憶もあります。

事務局 事業ヒアリングを行う機会を設ける予定です。その際に、指定管理者になるのか、市の施設担当の職員になるかというのは今後調整させていただければと思います。

垣内議長 秋以降に様々な作業が出てくるかと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、文化アセスメントにつきましてはこの辺りで終了とさせていただきます。

議題（３）その他

垣内議長 続きまして、議題の（３）「その他」ということですが、事務局からは何かございますでしょうか。

事務局 事務局からは特にございません。

垣内議長 事務局からは特に無いということですが、これまでの議題などを通して委員の皆様から何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは質疑も出尽くしたようですので、議事についてはこの辺りで終了させていただきます。多くの御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 委員の皆様、お疲れ様でした。垣内会長におかれましては、議事進行をありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただいた御意見などを踏まえて今後の作業を進めまして、次回の会議で改訂の素案という形でお示しさせていただくことを考えております。

次回の会議ですが、以前に御連絡いたしましたとおり、9月28日（金）の午前10時から、場所は今回と同じ第4庁舎第1会議室で行います。また後日、開催通知をお送りしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

垣内議長 ありがとうございました。それでは、第47回川崎市文化芸術振興会議はこれで閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。